

不用品買受の一部案件に条件を追加します

財政局契約第二課が発注する一般競争入札（条件付）の売払案件のうち、廃車（使用済自動車）において、平成 29 年 4 月 25 日公告から入札参加条件を追加します。

1 対象となる案件

「054：不用品買受」の「細目 A：鉄くず、非鉄金属くず」のうち、廃車（使用済自動車）の売払

2 入札参加条件の追加日時

平成 29 年 4 月 25 日（火）公告分から

3 変更となる入札参加条件

平成 29 年 4 月 25 日公告以前

入札参加資格	その他	<ul style="list-style-type: none"> ①当該物品の買受実績又はこれと同種の買受実績を有する者。 ②古物営業の許可を受けている者。 ③使用済自動車の再資源化等に関する法律第 4 2 条第 1 項に規定する引取業登録のある者。
--------	-----	--

平成 29 年 4 月 25 日公告以降

入札参加資格	その他	<ul style="list-style-type: none"> ①当該物品の買受実績又はこれと同種の買受実績を有する者。 ②古物営業の許可を受けている者。 ③使用済自動車の再資源化等に関する法律第 4 2 条第 1 項に規定する引取業登録のある者。 ④自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターに引取業者として登録されている者。
--------	-----	---

4 変更となる提出書類

平成 29 年 4 月 25 日公告以前

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ①不用品買受に関する実績及び搬入予定先についての申告書 ②古物商許可証の写し ③引取業登録があることがわかる書類等の写し
------	--

平成 29 年 4 月 25 日公告以降

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ①不用品買受に関する実績及び搬入予定先についての申告書 ②古物商許可証の写し ③引取業登録があることがわかる書類等の写し ④引取業者としての自動車リサイクルシステムのシステム登録完了通知書の写し。ただし、自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターのホームページで引取業者として確認できる者を除く。(※)
------	--

※ 原則として自動車リサイクルシステムのシステム登録完了通知書の写しを pdf 形式等で提出いただきますが、自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターのホームページの自動車リサイクル法関連事業者一覧 (<http://www2.jars.gr.jp/j/JGKS0010.html>) で引取業者として確認ができる者については提出は不要です。

情報管理センターシステム - Internet Explorer
http://www2.jars.gr.jp/j/JGKS0010.html

自動車リサイクルシステム

自動車リサイクル法関連事業者一覧 (JGKS0010) ヘルプ

検索条件の選択

業の種類および自治体を選択して頂きますと、当センターに登録されている事業者が表示されます。
(ただし、公表に同意した事業者の情報に限ります。)

2017/04/15 現在の情報です。

〈1〉業の選択	業の種類	引取業者
〈2〉自治体の選択	都道府県および保健所設置市	神奈川県 - 横浜市

閉じる 検索

“みなし登録”状態にある事業所(都道府県・保健所設置市より送付される「登録予定番号通知書」又は「許可証」の写しを、自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターに未送付である事業所)の情報は表示されません。

100%

お問い合わせ
財政局契約第二課 委託契約係
電話 045-671-2186,2250